

計算書類に対する注記(社会福祉法人 若穂会)

1. 繼続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2)固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品 — 定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3)引当金の計上基準

・賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。

・退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、期末要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付金制度

職員については、退職金規程を別途設けている。

5. 法人が作成する計算書類等とサービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1)法人全体の計算書類

(2)事業区分別内訳表

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため作成していない。

(3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表

当法人では、社会福祉事業の拠点が一つであるため作成していない。

(4)公益事業における拠点区分別内訳表

当法人では、公益事業を設けていないため作成していない。

(5)収益事業における拠点区分別内訳表

当法人では、収益事業を設けていないため作成していない。

(6)各拠点区分におけるサービス区分の内容

ケアハウス聚楽拠点(社会福祉事業)

「本部」

「ケアハウス聚楽」

「グループホームあい」

「ヘルパーステーション遊楽」
 「デイサービスセンターあい」
 「ケアプランセンターあい<公益事業>」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 土地 | 28,969,000 | 0 | 0 | 28,969,000 |
| 建物 | 217,664,441 | 5,280,000 | 9,389,890 | 213,554,551 |
| 定額預金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 |
| 投資有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 247,633,441 | 0 | 4,109,890 | 243,523,551 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し 該当なし

8. 担保にしている資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産) 28,969,000

建物(基本財産) 213,554,551

242,523,551

担保にしている債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 18,040,000

18,040,000

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価格 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 619,022,498 | 405,467,947 | 213,554,551 |
| 構築物 | 15,348,588 | 15,348,584 | 4 |
| 機械及び装置 | 18,269,332 | 16,228,442 | 2,040,890 |
| 車両運搬具 | 11,576,923 | 10,430,612 | 1,146,311 |
| 器具及び備品 | 34,441,301 | 22,048,363 | 12,392,938 |
| 合計 | 698,658,642 | 469,523,948 | 229,134,694 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要)

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引き内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし